

平成30年第2回
志木市農業委員会総会議事録

平成30年2月26日

志木市農業委員会

平成30年第2回志木市農業委員会総会日程

平成30年2月26日（月）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (3) 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録平成30年第2回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月26日(月)午後2時06分から午後3時05分

2. 開催場所 志木市民会館パルシテイ 1階103

3. 出席委員(11人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	1番	矢部 幸雄
委 員	2番	大島 廣明
	4番	山中 榮太郎
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員(2人)

	3番	金子 幸一
	8番	抜井 和彦

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

(1) 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4 諸報告(農業委員会会長専決規定含む)

(1) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について

(2) 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

(3) 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

6. 農業委員会事務局職員

書 記 小山 貴行

○事務局

定刻となりましたので、平成30年第2回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人中11人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

それでは、あらためまして平成30年第2回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、1番 矢部幸雄委員、2番 大島廣明委員にお願いいたします。

併せて、書記として農業委員会事務局書記の小山主任を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

議案第1号引き続き農業経営を行っている旨の証明について上程いたします。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号2番について朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第1号受付番号2番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

申請人及び農地の状況につきましては、清水和雄委員にご同行いただいで確認してまいりました。

この後、清水委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

議案第1号受付番号2番について、清水和雄委員の説明、報告を求めます。

○10番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第1号受付番号2番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■他■筆については、ネギやビワ、ミカンが栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第1号受付番号2番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第1号受付番号2番は、可決されました。

続きまして、日程第4の報告事項に入ります。

- (1) 報告第2号『農地法第3条の3第1項の規定による届出について』
 - (2) 報告第3号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』
 - (3) 報告第4号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』
- 事務局、朗読をお願いいたします。

(議長の指名により事務局朗読)

(議長の指名により各担当地区委員から報告第2号受付番号1～3番、報告第3号受付番号1番、報告第4号受付番号1～6番について、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告※報告第4号受付番号7～8番は再転用のため省略)

○田中会長

ただいまの報告第2号～4号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

○田中会長

質問等がないようです。こちらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。次に協議事項に入らせていただきます。

- (1) 『次回総会日程について』ですが、3月26日(月)午後2時からということでしょうか。

(異議なし)

○田中会長

それでは3月26日(月)午後2時ということですのでよろしくお願いいたします。続きまして、(2)『その他』ということ何かありましたらどうぞ。

○事務局より

- ・次回総会終了後、秋ヶ瀬堤外の農地パトロールを実施予定。
- ・現行の生産緑地法が間もなく期限を迎えるにあたり、今後の動向について、国土交通省より提示された資料を配布し概要を説明(平成34年度以降、特定生産緑地制度がスタート)。

○田中会長

以上をもちまして、平成30年第2回農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成30年2月26日

志木市農業委員会議長 田中 満男

1 番委員 矢部 幸雄

2 番委員 大島 廣明